

クラブズ ポスティングサービス約款

第1条 総則

1. 当社が提供するポスティングサービスは、本約款の定めるところによります。
2. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。
4. 本約款における用語の定義は、以下の通りとします。
 - ・「本サービス」とは、当社が提供するポスティングサービスをいいます。
 - ・「配布」とは、住所、氏名等の宛先指定のない（当社規定エリアによる指定は有）かつ受領印不要の配布物を郵便受け等へ投函することをいいます。

第2条 申込方法

1. 依頼主は、本約款について承諾の上、本サービスの申込みを行います。
2. 本サービスの申込みは、当社が指定する発注書（以下「発注書」といいます。）で行わなければなりません。
3. 依頼主は、発注書に記載された諸条件を遵守しなければなりません。

第3条 契約の成立

依頼主が発注書を当社へメールもしくは FAX にて送信し、当社が受託した旨を依頼主へメールもしくは FAX にて送信完了した時点をもって、本契約が成立したものといたします。

第4条 引受拒絶

当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの引受けを拒絶することまたは契約を直ちに解除することがあります。この場合、当社は、その理由を開示する義務を負わないものとします。

1. 発注書に必要な事項の記載がない場合
2. 配布物の納品が、発注書に記載された指定日に間に合わない場合
3. 当社に対する発注書の到着が、発注書記載のポスティング申込締切日を徒過している等、依頼主が発注書に記載された諸条件を遵守できない場合
4. 当該配布物に不適切な内容があると当社が判断した場合
5. 当該配布が法令の規定または公序良俗に反するものである場合
6. 天災その他やむを得ない事情がある場合
7. 本サービス料金の支払いを1か月以上遅延した場合
8. 当該配布が本約款に反するおそれがあると当社が認める場合
9. 当該配布に関し、依頼主から特別の負担（社会通念上、過度と思われるサービス強要、言動、

クレーム、謝罪、弁償)を求められた場合

10. 暴力団等の反社会的勢力であることまたはあったことが判明した場合
11. 当社の業務の履行上支障がある場合
12. 業務遂行上、支障をきたす連絡の遅延、不履行、意思疎通を図る事が困難と思われる場合は、第13条所定のキャンセル料を請求できるものとします。

第5条 配布に関する事前承諾

依頼主は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号を事前に承諾するものといたします。

1. 当社配布部数(発注書記載の配布可能数)は世帯数または実全戸の配布数ではなく、当社が配布可能な数であること。
2. 当社が把握している配布禁止住宅への配布は原則行わないこと。
3. 配布可能な住宅でも住人から内容によって拒否された場合または配布順路により配布されない建物があること。
4. 配布は単独ではなく他の企業様の配布物と一緒に配布することがあること。その際の重ねる順序についての指示は行わないこと。
5. 配布によって得られる反響、売上上昇その他の効果を確定的に保証するものではないこと。
6. 配布期間は、配布に要する期間の目安であること。

第6条 配布期間

1. 配布期間は、原則として水曜日から土曜日正午の期間で設定します。また、配布予備期間は、配布期間初日から2日前と配布期間最終日から3日後(それぞれ日祝日を除く)の期間で設定します。ただし、場所等の諸条件に即して配布期間に猶予が必要である旨発注書に記載されているものはこの限りではありません。
2. 当社は配布期間最終日までに配布を完了します。ただし、当社の業務上の支障等により、依頼主に予告なく配布予備期間に配布を完了する場合があります。

第7条 配布場所

当社は配布物を依頼主から指示された当社規定エリア内の配布先郵便受け等に配布します。

第8条 配布完了

1. 第6条に規定する配布期間及び配布予備期間に前条に規定する郵便受け等への配布したことをもって本契約を完了したものとします。
2. 当社は前項に掲げる本契約の完了に際し、書面による報告書(配布完了報告書)を発行しないことを承諾して頂きます。
3. 前項は配布期間初日の前日までに報告書の発行依頼があった場合は適用しません。

第9条 料金

1. 配布料金は当社ポスティングサービス料金表に定めます。
2. 当社は収受した配布料金の払戻しはいたしません。

第10条 保管料

依頼主の責めに帰すべき事由により配布物の納品日から起算し30日間を過ぎた場合、以後1カ月間ごとに保管している配布物の配布代の50%を保管料として請求するものとします。
1カ月間に満たない場合、日割計算とします。

第11条 本サービス料金の支払

1. 当社は、配布完了後、当月末締めにて本サービス料金を請求し、依頼主は請求後翌月末日までに本サービス料金を支払います。
2. 前項にかかわらず、当社と初めてお取引いただく場合または依頼主の所在地が岡山県外の場合、依頼主は、配布物の納品の時または配布期間初日の前々日15時までに本サービス料金を現金若しくは当社が指定する金融機関口座に支払います。

第12条 支払遅延

支払期限日を過ぎた場合、支払期限日から支払日までの期間に年利14.5%の利息を加算し振り込むものとします。

第13条 キャンセル料

契約成立した依頼をキャンセルする場合、下記のキャンセル料を依頼主は当社に支払うものとします。

- ・ 配布期間初日の3日前以後 受託金額の100%
- ・ 配布期間初日の7日前から4日前 受託金額の50%

第14条 本サービスの停止及び制限

本サービス提供中であっても次のいずれかに該当する場合、中断もしくは延期することができます。

1. 悪天候、交通事故、天災、社会事変により業務遂行が困難な場合
2. 依頼主の過失または利用資格に該当する事由が発覚または生じた場合
3. 依頼主や当該配布物の行う行為、サービス、商品が違法な場合、または公的機関からの要請があった場合

第15条 免責

当社は次の事由による依頼主の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1. 当該配布物の欠陥、自然の消耗
2. 不可抗力による火災
3. 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
4. 社会的騒擾その他の事変・戦争または強盗
5. 予見できない異常な交通障害
6. 配布指示の誤りその他の依頼主または配布物受取人の故意または過失
7. 法令または公権力発動による配布の差止め、開封、没収、差押えまたは第三者への引渡し

第16条 賠償責任

1. 当社は、本サービスの提供において、当社の責めに帰すべき事由により依頼主に損害が生じた場合、損害が発生した当該本サービス料金を限度として、その損害を賠償します。
2. 前項にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により配布がなされなかったことに起因して依頼主に損害が発生した場合、その損害の賠償は、依頼主の選択により、次の各号の一に該当する方法を上限とします。
 - (1) 当該配布物の代替品の無償配布
 - (2) 当該本サービス料金の返金それ以上の損害が発生した場合は、当該本サービス料金を上限として、その損害を賠償します。

第17条 依頼主の賠償責任

依頼主は、依頼主の責めに帰すべき事由により、当社または第三者に損害が発生した場合、損害賠償の責任を負うことを約していただきます。

第18条 責任期間

当社の本サービスの提供に関する責任は、第3条の時点から第8条1項に規定する時点までとします。

第19条 クレーム対応

配布後に生じた投函先からのクレーム対応は電話、訪問、郵送での謝罪、チラシの回収までとし、クレーム発信者からの過剰な要求と思われる事案に関しては当社と依頼主間で協議の上対応するものとします。尚、クレーム主が反社会的勢力と思われる場合、過激な言動、または金品目的、嫌がらせ、常習的クレマーなどの場合、訪問謝罪は行わないものとします。

第20条 裁判管轄

本約款に関連して生じた一切の紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 約款の変更

1. 当社は、本約款を変更することがあります。
2. 前項の場合、変更する7日前までにホームページに掲示するものとします。

令和5年6月23日 更新